## 〇総務省令第二十号

総 務 省 設 置 法 平 成 + 年 法 律 第 九 + 号) 及 び 総 務 省 組 織 令 平 成 + \_ 年 政 令 第 百 匹 + 六

号) を 実 施 す る た め、 総 務 省 組 織 規 則  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 0) ょ うに 定  $\Diamond$ る。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

総 務 省 組 織 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

総 務 省 組 織 規 則 亚 成 十 三 年 総 務 省 令 第 号) 0 部 を 次 0 ょ うに 改 正 す る

次  $\mathcal{O}$ 表 12 ょ Ŋ ` 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 囲 ん だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る

改

正

後

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

又

は

破

線

で

囲

 $\lambda$ 

だ

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

改

め

改

正

前

欄

及

75

改

正

後

欄

に

対

応 7 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定 以 下 対 象 規 定 と 1 う。 は そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分

正 が 前 同 欄 12  $\mathcal{O}$ ŧ 掲 げ  $\mathcal{O}$ る は 当 炆 該 象 規 対 定 象 を 規 改 定 を 正 改 後 欄 正 後 に 掲 欄 げ 12 掲 る 対 げ 象 る 規 t 定  $\mathcal{O}$ لح  $\mathcal{O}$ ょ L う て 移 に 改 動  $\Diamond$ L 改 そ 正  $\mathcal{O}$ 標 前 欄 記 に 部 掲 分 げ が る 異 な 対 象 る 規 ŧ 定  $\mathcal{O}$ で は 改 改

正 後 欄 に ک れ に 対 応 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 掲 げ 7 1 な 1 4  $\mathcal{O}$ は れ を 削 り、 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正

前 欄 に ک れ 12 対 応 す る Ł  $\mathcal{O}$ を 掲 げ て 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は ک れ を 加 え る。

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官二人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国 給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。 際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、 恩

2 { 8

9 画及び立案の支援を行う。 く情報の収集及び分析並びに外国政府等 いう。)との協議、 国際統計交渉官は、 調整等を行うことにより 命を受けて、国際統計について、 (外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものを 国際統計及び統計の国際展開に関する政策の企 極めて高度の専門的な知識経験に基べ

第十三款 サイバーセキュリティ統括官

(企画官)

第七十六条 本省に、 企画官 人を置く

企画官は、命を受けて 総務省組織令第百二十条第一項の規定により本省に置かれる参事官

の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

第八十八条から第百七十一条まで [略]

(恩給経理官の職務の特例)

第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、 て、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。 当分の間、

[ | 〜三 略]

(恩給審査官の職務の特例)

第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、 て、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。 命を受け

[一·二 略]

(恩給審理官の職務の特例)

第十五条の四 恩給審理官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、 て、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。 命を受け

[一・二 略]

(恩給相談官の職務の特例)

第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受け 第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受け て、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)に関する重要事項についての 企画及び立案並びに推進に関するものを助ける。

(企画官等)

|第七十五条 本省に、企画官二人、調査官六人、国際研修協力官一人、 処理調整官一人を置く。 給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、 恩給支給官一人及び情報 国際統計企画官一人、 恩

[新設]

9|| | | | | 同上

[新設]

第七十六条~第八十六条

第八十七条から第百七十一条まで 同上

則

(恩給経理官の職務の特例)

命を受け 第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、 て、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。 当分の間、 命を受け

□〜三 同上]

(恩給審査官の職務の特例)

|第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第十項に規定する事務のほか、当分の間、 て、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。 命を受け

二・二 同上

(恩給審理官の職務の特例

第十五条の四 恩給審理官は、 て、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。 第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、 命を受け

二・二 同上

(恩給相談官の職務の特例

て、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

(恩給支給官の職務の特例)

第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受 |第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受 けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

[] ~四 略]

(情報処理調整官の職務の特例)

ステムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。 受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報シ

備考

表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(恩給支給官の職務の特例)

けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

[一~四 同上]

(情報処理調整官の職務の特例)

第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十五項に規定する事務のほか、当分の間、命を 第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十四項に規定する事務のほか、当分の間、命を 受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報シ ステムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

この省令は、令和元年七月一日から施行する。